

## ひとり親家庭の生活の安定に向けて寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します

未婚のひとり親家庭の寡婦（夫）控除のみなし適用につきましては、平成 25 年 12 月の民法改正等を踏まえ、これまで早期実施に向けて、検討を進めてまいりましたが、平成 26 年 6 月 30 日に「ひとり親家庭の生活の安定に向けた寡婦（夫）控除のみなし適用実施方針」を策定し、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施することといたしましたので、御報告します。

### 1 実施に向けた基本的な考え方

ひとり親家庭支援施策推進の観点から、20 歳未満の児童を扶養している未婚の母又は未婚の父からなるひとり親家庭において、母又は父に寡婦（夫）控除をみなしで適用することにより、親の婚姻歴の有無にかかわらず、児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定を図ります。

### 2 対象事業

ひとり親家庭が利用する事業のうち、課税額等を確認して利用の可否や利用負担額が決まる 34 事業を対象といたします。（別添資料）

### 3みなし適用の方法等

「ひとり親家庭の生活の安定に向けた寡婦（夫）控除のみなし適用実施方針」に基づき、対象者からの申請に基づいて、寡婦（夫）控除をみなしで適用します。寡婦（夫）控除のみなし適用は、事業の負担額算定等のみに用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。

### 4 実施時期等

- (1) 申請開始日 平成 26 年 8 月 1 日
- (2) 適用日 平成 26 年 4 月 1 日（遡って適用する場合は 10 月末までに申請）

### 5 申請手続の考え方

申請される事業が複数に渡ることが想定されることから、申請者の負担軽減及びすみやかな適用のため、できる限り手続等の簡素化に努めます。

### 6 広報等

手続等の詳細につきましては、8 月 1 日からの申請開始に向け、ホームページやチラシ、市政だより等の広報媒体により周知を図ります。また、ひとり親家庭が受給している「児童扶養手当」の 8 月の現況届提出時に、チラシを配布します。

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話 044-200-2658

川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用実施対象事業（34事業）

No.	事業名	No.	事業名
1	私立幼稚園保育料等補助事業	18	病児・病後児保育事業
2	日常生活支援事業	19	一時保育事業
3	高等職業訓練促進給付金等事業	20	休日保育事業
4	母子の保護(母子生活支援施設)	21	年末保育事業
5	入院助産	22	障害者総合支援法に係る障害福祉サービス
6	子育て短期利用事業	23	重度障害者訪問看護サービス等支援事業
7	児童福祉法に基づく児童入所施設措置	24	障害者総合支援法に係る地域生活支援事業 (移動支援事業、生活サポート事業、日中一時支援事業)
8	児童福祉法に基づく障害児施設措置	25	障害者(児)補装具給付事業
9	障害児入所・通所給付費	26	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業
10	障害児入所・肢体不自由児通所医療費	27	やさしい住まい推進事業
11	小児医療費助成事業	28	重度障害者入浴援護事業
12	自立支援医療(育成医療)	29	身体障害者用自動車改造費助成事業
13	川崎市認可保育所保育料	30	自立支援医療(更生医療)
14	延長保育事業	31	川崎市心身障害者扶養共済制度
15	乳児保育事業(おなかま保育室)	32	川崎市精神障害者入院医療援護金支給事業
16	川崎市家庭保育福祉員保育料	33	自立支援医療(精神通院医療)
17	川崎認定保育園保育料補助金	34	市営住宅使用料

ひとり親家庭の生活の安定に向けた

寡婦（夫）控除のみなし適用

実施方針

平成26年6月

川崎市

## はじめに

本市では、平成 22 年に「第 2 期川崎市母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子家庭、父子家庭、寡婦の方など、いわゆるひとり親家庭の生活の安定と向上を図るためにさまざまな支援策を進めています。

一方、経済状況や地域社会の変化とともに、子育ての不安感や負担感も多様化するなかで、結婚や出産・子育てに関する意識も変化してきています。

近年の社会情勢、経済情勢などひとり親家庭を取り巻く状況は厳しくなっていますが、「子どもたちの笑顔があふれるまちかわさき」の実現に向けて、全ての子どもが健やかに成長するための支援の一環として本実施方針を策定するものです。

## 目 次

<b>1 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施に向けた基本的な考え方</b>	1
(1) 未婚のひとり親家庭における現状と課題	1
(2) 寡婦（夫）控除のみなし適用とは	1
(3) 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施	1
<b>2 「みなし適用」の対象事業</b>	2
(1) 児童及び世帯の考え方	2
(2) 全国的に統一した運用を行っている事業の除外	2
<b>3 「みなし適用」の方法等</b>	4
(1) 「みなし適用」の方法	4
(2) 「みなし適用」するための根拠規定	4
(3) 未婚のひとり親であることの確認日	5
(4) 「みなし適用」の内容	5
<b>4 実施時期等</b>	5
(1) 適用日	5
(2) 申請開始日	5
(3) 公布日及び施行日	6
(4) 周知の方法	
<b>5 申請手続の考え方</b>	6
(1) 申請書	6
(2) 戸籍謄本及び住民票の写し並びに事実婚ではないことの証明	7
(3) 課税証明書	8
<b>資料 川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用検討会議設置要綱</b>	9

## 1 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施に向けた基本的な考え方

### （1）未婚のひとり親家庭における現状と課題

母子及び寡婦福祉法は、「母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること」を目的とし、また、「すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障される」ことを基本理念としています。

また、同法施行令では、「配偶者のない女子」には、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む。）によらないで母になった女子であって、現に婚姻をしていないものを含むものとしており、つまり、未婚の母も、母子家庭として区別なく、法の対象としています。

一方、所得税法や地方税法等における所得控除の1つである寡婦（夫）控除は、その対象が婚姻歴のあるひとり親に限られています。このため、寡婦（夫）控除がされないために、未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親に比べて課税対象所得が高くなるため、各種制度の利用において、課税額等が認定要件となる場合に、利用ができなかったり、利用に伴う徴収額が高くなったりする場合があります。

### （2）寡婦（夫）控除のみなし適用とは

所得税法や地方税法等に基づく寡婦（夫）控除と同様に、寡婦（夫）控除をみなしで適用することにより、婚姻歴の有無による課税対象所得の差異について解消を図るものです。

### （3）寡婦（夫）控除のみなし適用の実施

平成21年に、未婚の母3名から、日本弁護士連合会に人権救済の申立てがされました。その内容の概略は、「未婚の母に寡婦控除が適用されないことにより、婚姻歴のある母と比較すると、公営住宅賃料、保育料等算定にあたり、著しい不利益を受けており、未婚の母の経済的脆弱性を一層圧迫することになっている」というものでした。

日本弁護士連合会は、人権救済申立事件を受けて、平成25年1月から平成25年7月にかけて、申立人の住所地の自治体や国に対して、寡婦控除をみなしで適用する措置を要望し、その結果、平成26

年度、政令指定都市20のうち10都市で、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。

また、平成25年9月に、非嫡出子の相続分が嫡出子の半分であることについて、法の下の平等を定める憲法14条第1項に違反していたとの最高裁判所の違憲判決が出て、12月には嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする民法改正が行われました。

こうした背景を受けて、本市においても各事業を確認したところ、婚姻歴の有無による負担額の差異が生じることが分かりました。

本市におきましては、市長の掲げる、「子どもを安心して生み育てやすいまち」の理念を実現するために、婚姻歴の有無による負担額の差異を解消することとし、児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定を図るため、寡婦（夫）控除のみなし適用（以下「みなし適用」という。）を実施することとします。

## 2 「みなし適用」の対象事業

ひとり親家庭が利用する事業のうち、課税額等を確認して利用の可否や利用負担額が決まる事業のうち、次の考え方を前提として事業を選定します。

### （1）児童及び世帯の考え方

「母子及び寡婦福祉法」では、未婚の親も含むひとり親家庭の福祉の増進を理念としています。

また、同法で「児童」は「20歳に満たないもの」と規定されていることから、20歳未満の扶養する子がいる母子世帯及び父子世帯とします。

### （2）全国的に統一した運用を行っている事業の除外

次の事務及び事業は、「みなし適用」の対象外とします。

ア 地方自治法第2条に定める法定受託事務

イ 広域的に制度の均衡をはかるため、国や県と同じ基準で運用している事業

適用事業：34事業

No.	事業名	No.	事業名
1	私立幼稚園保育料等補助事業	18	病児・病後児保育事業
2	日常生活支援事業	19	一時保育事業
3	高等職業訓練促進給付金等事業	20	休日保育事業
4	母子の保護(母子生活支援施設)	21	年末保育事業
5	入院助産	22	障害者総合支援法に係る障害福祉サービス
6	子育て短期利用事業	23	重度障害者訪問看護サービス等支援事業
7	児童福祉法に基づく児童入所施設措置	24	障害者総合支援法に係る地域生活支援事業 (移動支援事業、生活サポート事業、日中一時支援事業)
8	児童福祉法に基づく障害児施設措置	25	障害者(児)補装具給付事業
9	障害児入所・通所給付費	26	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付等事業
10	障害児入所・肢体不自由児通所医療費	27	やさしい住まい推進事業
11	小児医療費助成事業	28	重度障害者入浴援護事業
12	自立支援医療(育成医療)	29	身体障害者用自動車改造費助成事業
13	川崎市認可保育所保育料	30	自立支援医療(更生医療)
14	延長保育事業	31	川崎市心身障害者扶養共済制度
15	乳児保育事業(おなかま保育室)	32	川崎市精神障害者入院医療援護金支給事業
16	川崎市家庭保育福祉員保育料	33	自立支援医療(精神通院医療)
17	川崎認定保育園保育料補助金	34	市営住宅使用料

### 3 「みなし適用」の方法等

#### (1) 「みなし適用」の方法

分類	内容	例	適用方法
給付型	補助金・給付金等	高等職業訓練促進給付金等事業	決定
徴収型	徴収金・使用料等	保育料・住宅使用料等	決定
			減免

※決定：補助金・徴収金等の額の算定において、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用して、その額を決定します。

※減免：決定した徴収金等の額から税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用して算定した額の差額を減じます。

#### (2) 「みなし適用」するための根拠規定

##### ア 原則としての考え方

所得税法や地方税法等に基づく寡婦（夫）控除と同様に算定できるよう、34の事業ごとに、例規（規則、要綱等）を改正します。例えば、徴収金等の算定にあたって、「決定」で定めている場合には、「みなし適用」の場合も「決定」になるよう、例規を改正します。

##### イ 例外としての考え方

「徴収型」の事業で、「決定」の根拠が法律・政令にあるため改正できない場合は、「減免」の根拠が条例にあれば、条例や、条例の委任を受けた規則を改正して「減免」することで、「みなし適用」を行います。

### (3) 未婚のひとり親であることの確認日

所得税法や地方税法等に基づく寡婦（夫）控除においては、一律に基準日（その年の12月31日）の現況により適用されることとなります。

本市の「みなし適用」においては、税法上の現況日の状況を申し立ててもらうとともに、未婚のひとり親家庭の現在の生活を支援する観点から、「みなし適用」の申請日時点の状況についても、申請内容に基づき、確認することとします。

### (4) 「みなし適用」の内容

ア 住民税の場合には、合計所得金額が125万円以下の寡婦及び寡夫は、均等割、所得割のいずれも課税されず、非課税となります。

イ 所得税法や地方税法等に基づく寡婦（夫）控除と同じ控除額及び所得制限とします。

控除の種類	控除額		所得制限
	所得税	住民税	
寡婦	27万円	26万円	所得制限なし
寡婦 【特定】	35万円	30万円	合計所得金額 500万円以下
寡夫	27万円	26万円	合計所得金額 500万円以下

## 4 実施時期等

### (1) 適用日

平成26年4月1日とします。

理由：会計年度の起点日であるため。

### (2) 申請開始日

平成26年8月1日とします。

なお、平成26年10月31日までに申請を受け、「みなし適用」をする場合は、平成26年4月1日に遡るものとします。

理由：事業、特に継続的な利用事業の負担額・給付額等は、歴年ごとの新たな課税額や所得状況に応じて見直して決定する。この決定は、事業ごとに実施月が異なり、「みなし適用」対象事業で実施される最後の月が10月であるため。

(例 高等職業訓練促進給付金：1月から7月は前々年の所得額等に基づき給付金を支給するが、8月に見直しを行い、8月から12月については、前年の所得額等に基づき、給付金の支給額を決定)

### (3) 公布日及び施行日

平成26年8月1日とします。

理由：規則等の改正及び周知に要する手続き等があるため。

### (4) 周知の方法

市政だより、ホームページのほか、対象事業の申請受付窓口や関係施設でお知らせするとともに、未婚のひとり親の約9割が受給している児童扶養手当の現況確認時にちらしを配布するなどして、周知を徹底します。

## 5 申請手続の考え方

「みなし適用」の申請にあたっては、申請する事業が複数に渡ることが想定されるため、申請者の負担軽減及びすみやかな適用のため、手続等の簡素化に努めます。

### (1) 申請書

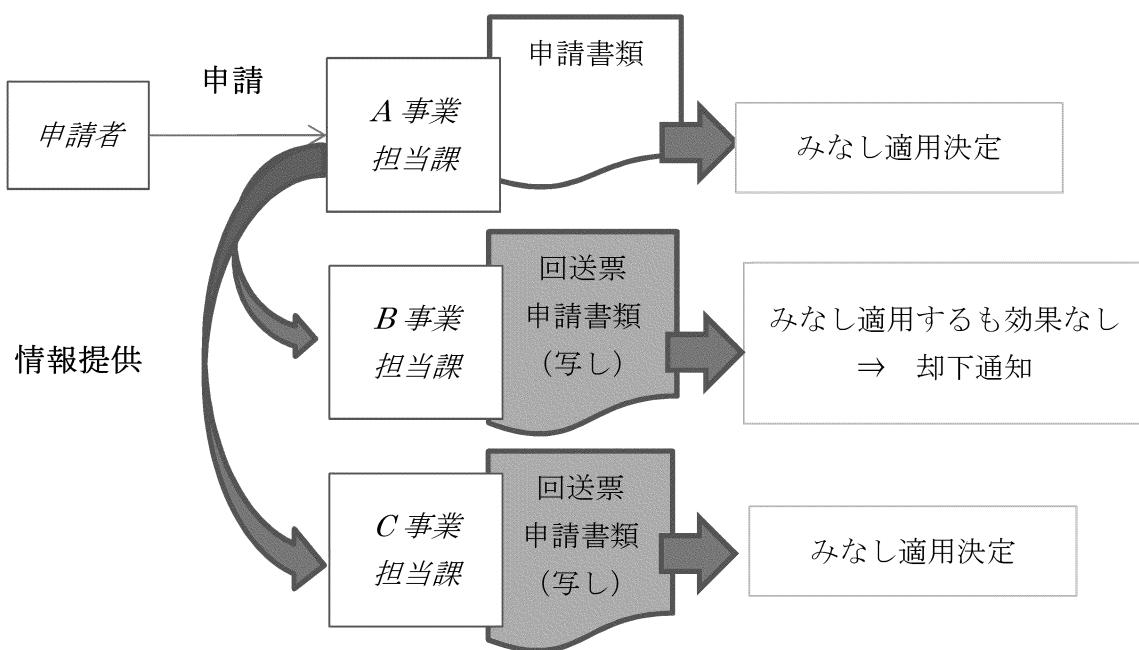
複数の事業について「みなし適用」を申請する場合には、一度で申請できるような申請書様式を定め、受付窓口の対象事業以外の事業についても受け付けることとします。

ただし、「減免」により「みなし適用」を行う事業など、別途事業ごとに定める申請書の提出が必要となる場合があります。

また、申請日より前の利用について、遡って適用を申請する場合には、必要な提出書類が事業によって異なること、利用状況の確認が必

要であること、追加支給や還付の手続き等について説明する必要があることから、各事業の受付窓口に、遡り適用のために定めた申請書様式により申請するものとします。

図 複数事業を申請する場合の事務の流れ（遡及適用を除く）



## (2) 戸籍謄本及び住民票並びに事実婚ではないことの証明

「みなし適用」の申請にあたり、児童扶養手当受給者については、その認定時に、戸籍謄本（戸籍全部事項証明を含む。以下、同じ。）等による確認を経て、ひとり親であることを確認していることから、児童扶養手当受給証書の写しにより未婚の親であることを確認することとします。

ただし、有効期間内の児童扶養手当受給証書の写しを提出することができない場合には、原則通り、戸籍謄本により、未婚の親であることを確認します。

※ 児童扶養手当：ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童、又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある児童を監護している親等に支給されるものです。

また、事実婚ではないことについては、本人の申立て及び住民票の写しの提出によることとし、申立てに虚偽があれば、「みなし適用」に伴う、負担額の減額分又は給付額の追加支給分を返還してもらうこととします。

### (3) 課税証明書

申請者からの同意に基づいて、本市が管理している住民税の情報を可能な限り活用することとします。

# 川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用検討会議設置要綱

（平成26年4月1日本部長決裁）

## （目的）

第1条 本市におけるひとり親支援施策推進の観点から、婚姻歴の有無にかかわらず等しく支援を行うために、20歳未満の児童を扶養している未婚の母又は未婚の父からなるひとり親家庭においても、母又は父に寡婦（夫）控除をみなしで適用することにより、親の婚姻歴の有無にかかわらず、児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定が図られるよう、対象事業への適用実施に向けた検討を行うことを目的として、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## （定義）

第2条 この要綱において「児童」とは、母子及び寡婦福祉法第6条第2項の規定による児童とする。

## （所掌事項）

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 寡婦（夫）控除のみなし適用を行う対象事業の検討
- (2) 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施手法の検討
- (3) 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施手続の検討
- (4) その他必要な事項

## （構成）

第4条 検討会議の委員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議に会長を置き、市民・こども局こども本部担当副市長をもって充てる。
- 3 検討会議に副会長を置き、会長となる副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長のうち会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認める時は、検討会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## （会議）

第5条 検討会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 検討会議には、本会議のほか、検討会議に付議する事項に関し必要な事項を調査し、及び協議するため、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用検討会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の部会長は、市民・こども局こども本部こども支援部長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第2項に掲げる構成員のほか、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会議及び幹事会の事務を処理するため、事務局を市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が定め、幹事会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用検討会議

1	副市長（会長）
2	副市長（副会長）
3	総務局長
4	総合企画局長
5	財政局長
6	市民・こども局こども本部長
7	健康福祉局長
8	まちづくり局長
9	川崎区長
10	幸区長
11	中原区長
12	高津区長
13	宮前区長
14	多摩区長
15	麻生区長

別表第2（第6条関係）

川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用検討会議幹事会

1	市民・こども局こども本部こども支援部長（部会長）
2	総務局行財政改革室担当課長
3	総合企画局都市経営部企画調整課長
4	財政局財政部財政課長
5	市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課長
6	市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕
7	市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課長
8	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課長
9	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課長
10	健康福祉局総務部庶務課長
11	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
12	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
13	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
14	まちづくり局市街地開発部住宅管理課長
15	区役所区民サービス部保険年金課長
16	区役所保健福祉センター児童家庭課長
17	区役所保健福祉センター高齢・障害課長